

第4節 放送政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報などの社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。

従来アナログで行われていたテレビ放送は、2012年3月末をもって完全デジタル化し、ハイビジョン画像の映像、データ放送の実現など、放送サービスの高度化が進展した。総務省では、ハイビジョンより高精細・高画質な4K・8K放送サービスを促進するため、放送事業者・メーカー等との連携の下、4K8K衛星放送の受信方法や4K・8Kコンテンツに関する周知広報を行うとともに、4K放送を行う事業者の認定を行うなど、全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像で楽しんでいただけるように必要な取組を進めてきた。

また、被災情報や避難情報などを国民に適切に提供できるよう、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震・同年9月の能登半島豪雨での教訓を踏まえ、激甚災害等で被災した地上基幹放送に係る送信所設備等の復旧事業及び耐震対策等の放送ネットワークの強靱化・耐災害性強化に資する取組を推進してきた。さらに、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、放送事業者等における字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費及び生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成や、字幕放送等の普及目標値を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定する等の取組により、視聴覚障害者等向け放送の普及を促進してきたところである。

このほか、放送については、放送番組の「送り手」だけでなく「受け手」の存在も重要であることから、総務省では、特に小・中学生及び高校生を対象に放送メディアに対するリテラシーの向上に取り組んでおり、教材や教員向け授業実践パッケージ等の提供を行っている。

2 今後の課題と方向性

ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化などを背景に、視聴者の視聴スタイルが変化しテレビ離れが加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。視聴者は情報を放送からのみならずインターネットから得ることが増え、地上テレビジョン放送の広告費は長期的には低下傾向が続く可能性があり、構造的な変化が迫られている。他方、インターネット空間においては偽・誤情報等の問題も顕在化しており、情報空間の健全性の確保が課題となっているところ、放送は信頼性の高い情報発信、「知る権利」の充足、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった役割を果たしており、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増大している。

このような状況の変化に対応して、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点で検討するとともに、放送事業の基盤強化、放送コンテンツの流通の促進、放送ネットワークの強靱化・耐災害性の強化等の課題に取り組む必要がある。

2 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討

総務省では、デジタル化が社会全体で急速に進展する中で、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討するため、2021年11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「放送制度検討会」という。）を開催している。

放送制度検討会では、2022年8月に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する

取りまとめ」(以下「第1次取りまとめ」という。)を公表^{*1}し、2023年10月には「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)」(以下「第2次取りまとめ」という。)を公表した^{*2}。総務省では、第1次取りまとめを踏まえて、マスメディア集中排除原則^{*3}を緩和するための省令改正^{*4}を行ったほか、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とすることなどの措置を講ずることを内容とする法改正^{*5}を行った。

中継局設備の共同利用については、特定地上基幹放送事業者の経営効率化を図るため、その実現に向け、2023年12月の全国協議会の発足を始めとして、2024年5月までに全国各地においても地域協議会が立ち上げられ、共同利用実現に向けたロードマップの作成、関係者の役割分担、各地域での中継局更新計画の策定・実行の在り方の3点について検討を進めた。2024年12月には共同利用のための準備会社である株式会社日本ブロードキャストネットワークがNHKの出資により設立された。事業計画の検討等地上波中継局の共同利用の実現を目指し、同社において取組が進められている。

また、放送制度検討会の下で「公共放送ワーキンググループ」を開催し、NHKのインターネット配信の在り方等について検討を行い、2023年10月及び2024年2月に公表された二度の「取りまとめ」^{*6}を踏まえ、2024年5月に成立した「放送法の一部を改正する法律」(令和6年法律第36号。以下「改正放送法」という。)において、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とすること等が規定された。改正放送法では、NHKがインターネットを通じた番組関連情報^{*7}の配信を自らの判断と責任において行うため、自ら業務規程を定める仕組みとなっており、総務省では、その内容について、学識経験者及び利害関係者の意見を聴き、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであることなどに適合することを確認することとされている^{*8}。

その後、放送制度検討会では、2024年12月に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)」(以下「第3次取りまとめ」という。)を公表した。第3次取りまとめは、放送の将来像や小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、配信サービス等)による代替に向けた制度の在り方、ラジオ放送の経営の選択肢等についての検討結果のほか、①小規模中継局等のブロードバンド等による代替の実現可能性、②NHKの国際放送の在り方、③放送コンテンツの制作・流通の促進に向けて必要な対応策及び④衛星放送にかかるインフラコストの低減等について専門的な検討を行った成果を取りまとめたものとなっている^{*9}。

なお、総務省では、第3次取りまとめ等も踏まえ、地上基幹放送事業者がやむを得ず中継局を廃止する際には、ケーブルテレビや配信サービス等によってその放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講じる努力義務を課すこと等を内容とする「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を2025年の第217回国会(常会)に提出し、2025年4月に成立したところである(令和7年法律第27号)。

*1 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」(2022年8月5日): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000236.html

*2 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)」(2023年10月18日): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html

*3 放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針であり、一の者が保有又は支配関係を有する基幹放送の数が制限されている。

*4 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第13号)

*5 放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)

*6 「公共放送ワーキンググループ取りまとめ」(2023年10月18日): https://www.soumu.go.jp/main_content/000907572.pdf

*7 「公共放送ワーキンググループ取りまとめ(第2次)」(2024年2月28日): https://www.soumu.go.jp/main_content/000931107.pdf

*8 NHKが放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの(当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む)をいう。

*9 総務省では、2024年11月より「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催し、NHKの業務規程の内容が改正放送法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴いたところ、適合していないとする意見は見られなかった。「日本放送協会の業務規程に係る意見」(2024年12月18日): https://www.soumu.go.jp/main_content/000982600.pdf

*9 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)」(2024年12月13日): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000296.html

さらに、近年、我が国における災害は激甚化、頻発化しており、2024年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、近い将来、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害の発生も懸念されている。このような状況を踏まえ、2025年2月には放送制度検討会の下に新たに「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を設け、これまでの取組に加え、今後の広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化について、関係事業者等の協力を得つつ、集中的に検討を行っている。

3 放送事業の基盤強化

1 AMラジオ放送に係る取組

民間AMラジオ放送事業者が使用しているAM送信設備には設置後50年以上が経過しているものが多く、老朽化が深刻な状況となっている。こうした中、民間AMラジオ放送事業者においては、AMラジオ放送の難聴を解消することなどを目的として導入されたFM補完放送の開始によってAMとFMの両方の設備に係るコスト負担が発生しているほか、事業収入が減少傾向にあるため、AMラジオ放送設備の更新費用が経営上の課題となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断としてAM放送からFM放送への変更（FM転換）やFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を行った場合の影響を検証するため、総務省では、6か月以上の期間AM局の運用休止を行うことを可能とする特例措置を設けることとし、その内容や要件、手続きについて示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年3月公表、2024年12月改定）」を公表した。2023年11月に行われた放送事業者への一斉再免許の際に、当該基本方針に基づく特例措置の適用を受け、一部のAM局において、2024年2月以降、順次運用休止が実施されているところである。これらのAM局に加え、2025年12月以降、再度の特例措置の適用を受け、運用休止が実施される予定である。総務省では、運用休止の結果を踏まえ、必要な制度整備について検討を行う予定である。

2 衛星放送における諸課題への対応

ア 持続可能な衛星放送の将来像に係る検討

総務省は、2023年10月に公表された第2次取りまとめを踏まえ、衛星放送を取り巻く環境が変化の中で、衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くべく、2023年11月から2024年9月まで、放送制度検討会の下で「衛星放送ワーキンググループ」を開催し、同年12月に取りまとめを行った。

「衛星放送ワーキンググループ」では、「衛星放送に係るインフラコストの低減」、「地上波代替における衛星放送の活用」、「右旋帯域の有効利用」、「衛星基幹放送の認定における通販番組の扱い」及び「災害発生時における衛星放送の活用」について、具体的・専門的な議論を行ってきた。これを受け、総務省では、2025年2月に「地上波代替における衛星放送の活用」について技術的課題や視聴者負担の受容性の検証等を行うとともに、同年3月に「右旋帯域の有効利用」について圧縮効率の高いHEVC方式を2K放送に使用する選択肢を設ける制度整備を行うなど、「衛星放送ワーキンググループ」における議論の結果や提言等を踏まえた取組を進めている。

イ 4K8K衛星放送の普及に向けた取組

2018年12月にBS放送及び東経110度CS放送で始まった4K8K衛星放送は、2024年7月には

4K8K衛星放送を視聴することが可能な受信機等の累計出荷台数が2,000万台を超え、着実に普及が進んでいる（2025年3月末時点では約2,250万台）。

総務省においては、4K8K衛星放送の普及に向け、放送事業者、メーカー、関係団体等と連携し、4K8K衛星放送の特長である超高精細映像の魅力の訴求や受信環境整備の促進に取り組んでいる。

また、2025年4月には、総務省が2023年11月に認定を行ったBS放送の右旋帯域における4K放送が開始されたところであり、引き続き、4K放送の拡充に取り組むこととしている。

4 放送コンテンツ制作・流通の促進

1 放送コンテンツなどの効果的なネット配信に関する取組

放送制度検討会の第1次取りまとめにおいて、ローカル局をはじめとする放送事業者の設備負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると言及されている。

こうした環境を整備する観点からは、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、地域情報の発信において、今後、ローカル放送局には大きな役割が期待されている。

インターネット動画配信サービスの伸長や視聴スタイルの多様化など放送を取り巻く環境が変化する中、放送がこれまで果たしてきた社会基盤としての役割を引き続き果たし続けるためには、放送波に限らず、インターネットにおける多様なプラットフォームの活用促進によって、我が国の放送コンテンツが国内外で広く流通することが重要であると考えられる。

このような考えの下、放送制度検討会の下に開催される会合として、「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」を2022年12月から開催し、インターネット時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、関係事業者等の協力を得つつ検討を行った。

2024年12月に公表された第二次取りまとめにおいては、視聴者がインターネット経由で放送コンテンツを容易に視聴できる環境の早期実現のため、インターネットに接続するテレビ受信機（コネクテッドテレビ等）において、視聴者の利便性向上に向けたNHKと民放の放送コンテンツの一覧性を確保した仮想プラットフォームの実現に向け、視聴者にとっての新規性・多様性と視聴者の趣味嗜好に沿ったコンテンツ表出のバランス、ローカル局のコンテンツに地方の視聴者が容易に視聴できる環境づくり等に留意しながら、政府による実証等を通じて、官民連携による取組を深めていくべきとされた。

2 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機などから放送番組の視聴履歴などを収集・分析することで、例えば、地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供などに有効に活用することが可能となる一方、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を知ることなども技術的には可能になってしまうという課題がある。

総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、放送受信者等の個人情報を取り扱うすべての者が遵守すべき放送分野固有のルールを2022年3月に「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」として定め、累次の改正を行ってきた。引き続き、視聴データ等の活用による放送受信者の利益の向上とプライバシー保護の両立を推進していく。

3 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及などに伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信等（同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信をいう。以下同じ。）の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保などの観点から重要な取組となっている。一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたって著作権等の権利処理ができないことによるマスキング等の処理（いわゆる「フタかぶせ」）が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、同時配信等を推進するに当たっては、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

そこで、総務省において、同時配信等に係る権利処理の円滑化に向け、「著作権法」（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁とともに関係者から意見を聴取するなど、制度改正の方向性を検討した結果、2021年の第204回国会（常会）で「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立し、当該円滑化に関する措置が講じられた。改正後、2022年4月には民放5系列揃っての同時配信が実現するなど、本格化しつつある同時配信等について、総務省は、権利処理の動向を注視しながら、更なる円滑化に向けた検討を行っている。特にローカル局においては、権利処理に係る事務作業に対応する人員やノウハウが不足していることから、権利処理の効率化に資するシステムの構築に関する検証を実施している。

4 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、2018年度から放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上などを図る観点で、有識者などで構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を開催し、同会議での議論などに基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（2009年2月策定。以下「ガイドライン」という。）を累次改定し、放送事業者及び番組製作会社に対して、放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため、定期的にアンケート調査を実施するとともに、ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組製作会社に対してヒアリングを行うなどの実態把握を進め、発覚した問題点について「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号）第4条に基づく指導などを行うほか、ガイドラインの周知・啓発のための講習会を開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口である「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

また、2023年度から著作権の帰属、適正な製作費の在り方や番組製作現場の就業環境の実態などについて同会議で議論を行い、その結果を踏まえ、2024年10月に改訂ガイドライン（第8版）を公表した。

5 放送コンテンツの海外展開

動画配信サービスが伸張する中、我が国放送コンテンツが競争力を確保し、拡大する市場を取り込むためには、海外での放送・配信を前提としたコンテンツを製作し、海外展開を積極的に図る必要がある。

また、コンテンツの海外発信は、日本の魅力を海外に伝え、我が国の自然・文化等への関心を高めることにつながり、我が国に対するイメージ向上への寄与が見込まれるため、外交的な観点からも極めて重要である。

このため、総務省では、放送コンテンツの海外展開の推進に向け、引き続き、国内外で開催されるコンテンツの国際見本市（TIFFCOM（日本）、ATF（シンガポール）、MIPCOM（フランス）等）において、官民連携によるセミナー開催などにより効果的な情報発信を行い、海外展開を後押しする。また、2025年度からは、新たに、先進的設備等を活用した実写コンテンツの製作支援、人材育成に取り組むとともに、配信への視聴環境の変化を踏まえ、国内の配信事業者と連携した我が国のコンテンツの海外発信に取り組む。

6 放送・配信コンテンツ産業の競争力確保

世界のコンテンツ市場は今後更なる成長が予測されており、我が国においてもコンテンツ産業を基幹産業と位置付け、戦略的に取り組むこととしている。

このうち、特に放送コンテンツについては、外部環境や収益構造の変化に晒されており、放送コンテンツ産業の持続的な発展に当たっては、産業競争力の確保が不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、2025年3月、放送制度検討会の下に新たに「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を立ち上げ、放送コンテンツ産業の更なる振興に向けた課題と対応策、官民連携の在り方、配信コンテンツ市場の現状の把握や今後の振興に向けた方策について、関係事業者等の協力を得つつ、集中的な検討を行っている。

5 視聴覚障害者等向け放送の普及促進

視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、総務省は字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定（2018年2月、2023年10月改定）し、放送事業者の自主的な取組を促している。

また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費に対する助成を行っている。また、生放送番組への字幕付与には多くの人手とコストがかかることに加え、特殊な技能を有する人材等を必要とすることから、2020年度からは、最先端のICTを活用したシステムを含む生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

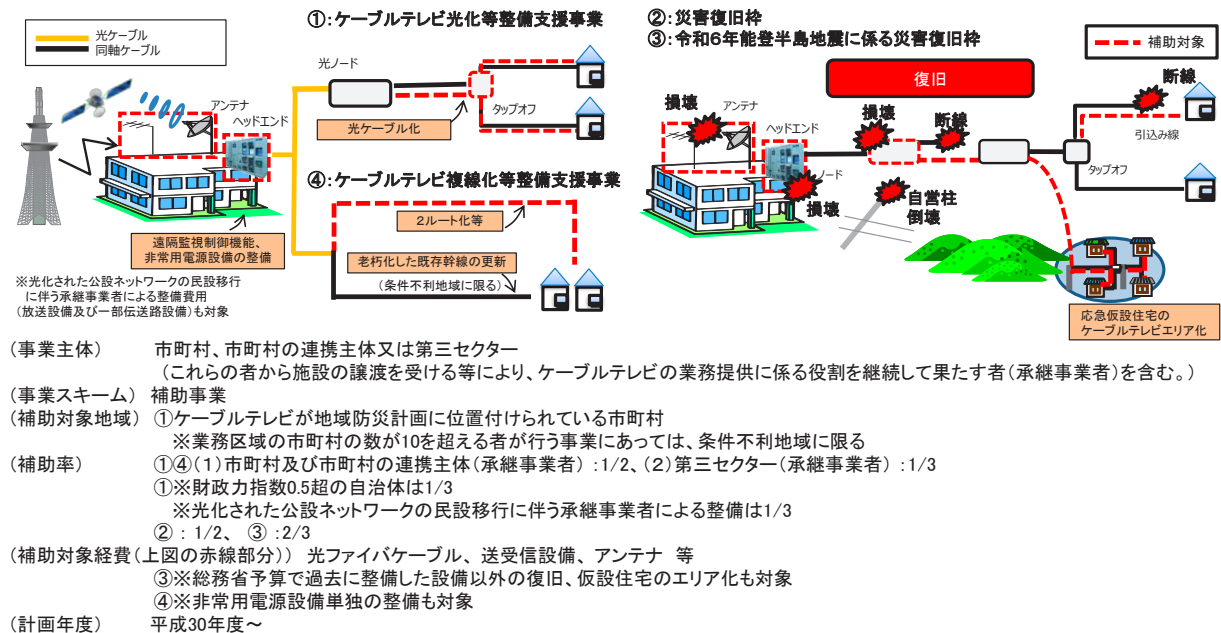
6 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

1 ケーブルネットワークの耐災害性強化

総務省では、災害時においても確実かつ安定的な情報伝達の確保されるよう、ケーブルテレビ網の光化や複線化など耐災害性強化の取組への支援を行うとともに、2024年1月に発生した石川県能登地方の地震により被害を受けたケーブルテレビの災害復旧支援を行うため、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」を実施している（図表Ⅱ-2-4-1）。令和6年度補正予算より、条件不利地域要件を緩和し、財政力指数要件を撤廃したほか、非常用電源設備単独の整備について支援できるように措置を行っている。

また、老朽化等の課題が生じつつある辺地共聴施設について、令和7年度当初予算において、「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業」により、高度化改修や代替に対する支援を実施している（図表Ⅱ-2-4-2）。

図表Ⅱ-2-4-1 ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業



図表Ⅱ-2-4-2 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

事業イメージ

○ 事業主体

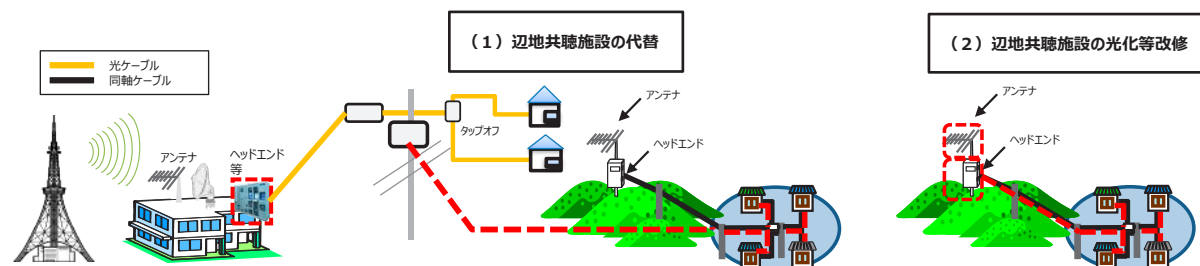
- （1）市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
- （2）市町村、市町村の連携主体

○ 補助率

- （1）辺地共聴施設の代替：2/3
- （2）辺地共聴施設の光化等改修：1/2

○ 補助対象経費（下図の赤点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※中継局が廃止にならない地域に限る。
※辺地共聴施設（同軸ケーブル）の光化を伴うケーブルテレビ（IPマルチキャスト方式によるものを含む。）による代替に必要な伝送路設備等を含む。
※代替については、既設施設の撤去費用を含む。



2 放送事業者などの取組の支援

総務省では、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算における「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備等事業）」や、「民放ラジオ難聴解消支援事業」及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」（図表Ⅱ-2-4-3）により、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方自治体などの取組に対する支援を行っている。

図表Ⅱ-2-4-3 地上基幹放送ネットワーク整備等事業、民放ラジオ難聴解消支援事業、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化を実現する。

補助率

- ① 地上基幹放送ネットワーク整備等事業
- 地方公共団体:1/2
 - 地上基幹放送事業者等、第三セクター:1/3

- ② 民放ラジオ難聴解消支援事業
- 地理的・地形的難聴、外国波混信:2/3
 - 都市型難聴:1/2

- ③ 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
- 地方公共団体等:1/2
 - 地上基幹放送事業者等:1/3

※受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村:2/3

事業イメージ

